

# 新温泉町いじめ防止基本方針

令和 7 年 3 月改定

新温泉町教育委員会

# 目 次

はじめに

|                   |    |
|-------------------|----|
| I いじめの防止等に関する基本理念 | 1P |
|-------------------|----|

## II いじめの防止等に関する基本的な考え方

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 1 いじめの理解                                  |    |
| 2 いじめについての基本的認識                           |    |
| 3 児童生徒の発達期の特徴といじめの防止等（未然防止、早期発見・対応）       | 2P |
| (1) 小学校低学年                                |    |
| (2) 小学校高学年                                |    |
| (3) 中学校                                   |    |
| (4) 高等学校                                  |    |
| 4 いじめの現状                                  | 3P |
| (1) 児童生徒の状況                               |    |
| (2) 児童生徒を取り巻く社会の状況                        |    |
| (3) いじめの状況                                | 4P |
| 5 いじめ問題の克服に向けた基本的な取組の方向                   |    |
| (1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。～個の成長～         |    |
| (2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。～豊かな人間関係～ | 5P |
| (3) いじめの問題に組織的に取り組む。～組織的な取組～              |    |
| (4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。～いじめの問題への理解～ |    |

## III いじめ防止等に関する新温泉町と学校の取組

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 推進体制                           |    |
| (1) 新温泉町いじめ問題対策連絡協議会             |    |
| (2) 新温泉町いじめ問題調査委員会（教育員会の諮問機関）の設置 | 6P |
| (3) 「こども相談室」機能の充実                |    |
| (4) 新温泉町いじめ対応ネットワーク会議            |    |
| (5) 「学校いじめ防止基本方針」の策定             |    |
| (6) いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対応チーム）の設置 |    |
| 2 未然防止                           | 7P |
| (1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成         |    |
| (2) いじめに対する正しい理解                 |    |
| (3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり       |    |
| (4) 児童生徒や学級の状況の把握                | 8P |
| (5) 校内研修の充実                      |    |
| (6) いじめ問題に関する正しい理解の普及啓発          |    |
| (7) 教職員がゆとりをもって児童生徒に向き合う時間の確保    |    |

- 3 早期発見** 9P
- (1) 教職員の対応能力の向上
  - (2) 日常的な実態把握
  - (3) 相談しやすい環境づくり

- 4 早期対応** 10P
- (1) いじめへの組織的対応
  - (2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援
  - (3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言
  - (4) 周囲の児童生徒への指導 11P
  - (5) 町教育委員会との連携
  - (6) 問題解決に向けた専門家の派遣

- 5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応**
- (1) 体制の整備
  - (2) 防止等の啓発 12P

- 6 家庭・地域との連携**
- (1) 家庭や地域への啓発
  - (2) 家庭や地域からの協力 13P

- 7 関係機関との連携**
- (1) 町教育委員会との連携
  - (2) 警察等との連携
  - (3) こども家庭センターとの連携

**IV 重大事態への対処** 14P

- 1 町教育委員会及び学校による調査**
- (1) 調査の方法
  - (2) 調査のあり方 15P
  - (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供
- 2 重大事態の発生及び調査結果の報告** 16P
- 3 調査結果を踏まえた措置**

**V その他、基本方針に係る事項**

## は じ め に

いじめが社会問題化して以来、学校においては、人権に関わるいじめの問題が深刻な課題となっている。家庭や地域においても少子化、核家族化、価値観の多様化等とも相まって、教育的機能が低下しているという指摘もある。

兵庫県では、先の阪神・淡路大震災から学んだ思いやりや助け合いなどの教訓を生かし、教育の創造的復興に取り組んできた。また、平成9年には、「心の教育緊急会議」の提言を受け、命の大切さを学ぶなど心の教育の充実にむけ、「トライやる・ウィーク」や「自然学校」の実施をはじめ、兵庫型体験教育の推進等による学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成、カウンセラーの充実、教職員のカウンセリングマインドの向上等に努めてきた。

令和5年度の「児童生徒の問題行動・不登校生徒等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、いじめの件数が年々増加している。コロナ禍における行動規制が緩和されたことにより、児童生徒が接する機会が戻ったことや、子どものストレス等が件数を押し上げたとみられる。

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に深刻な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの予防、早期発見、早期対応、解決を図るために、学校、家庭、地域が互いに連携協力し、その変化にも柔軟に対応できる取組の推進に努めることこそ不可欠である。

新温泉町においても、いじめ問題は人権侵害であり、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうることであり、人として決して許される行為ではない。」との認識のもと、町、学校はもとより、家庭、地域をあげて、全ての児童生徒が、いじめを行わず、いじめを見逃すことがないように、いじめ防止等の対策に取り組んでいる。

「新温泉町いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）」（平成25年法律第71号）の施行を受けて策定された国のいじめ防止基本方針（平成25年10月）、及び兵庫県いじめ防止基本方針（平成29年3月改定）を踏まえ、新温泉町におけるいじめ問題への対策・対応を総合的かつ効果的に推進するために改定するものである。

子どもに関わるすべての人がそれぞれの責任と役割を自覚しながら、いじめ問題を克服し、新温泉町教育構想の基本理念である、「生涯にわたって生き生きと輝く教育 ～豊かに人と人がつながり 新温泉町の明るい未来を切り拓く～」の具現化に向け、学校園・家庭・地域がつながりあい、ふるさとに愛着を持ち、愛し、誇りを持つ子どもを育てるべく本方針を策定した。

## I いじめの防止等に関する基本理念

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とするものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨とするものである。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域、その他の関係諸機関連携のもと、いじめの問題を克服することを目指すものである。

## II いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 1 いじめの理解 【いじめ防止対策推進法より】

【法第2条】 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が法律や条例上の「いじめ」にあたるか否かの判断については、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。

### 2 いじめについての基本的認識

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得るものである。
  - ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
  - ③ いじめは大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい。
  - ④ 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
  - ⑤ いじめられている本人からの訴えは少ない。
  - ⑥ ネット上のいじめは最も見えにくい。
  - ⑦ 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
  - ⑧ いじめは、態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
  - ⑨ いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。
- ※いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
- ア いじめに係る行為が止んでいること。（事案発生後3か月を目安とする）
  - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

＊文部科学大臣最終決定「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改）

### 3 児童生徒の発達期の特徴といじめの防止等（未然防止、早期発見・対応）

小学校低・高学年、中学校、高等学校の発達期の特徴があり、それらをふまえたいじめ防止等のあり方、指導の連携が重要である。

#### （１）小学校低学年

大人が教える中で善悪についての理解と判断ができるようになり、言語能力や認識力も高まるとともに、自然等への関心が増える時期である。しかし、少子化や遊びの形態の変化等による子ども同士のふれ合いや自然体験等の減少から、その発達段階として必要な社会性を十分身に付けず、そのまま入学し、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」が顕在化することもある。

この時期には、「人として、行ってはならないこと」についての理解や集団ルールを守る態度など、善悪の判断や規範意識の基礎の形成、自然への畏敬や美しいものに感動する心を持つなど感性の涵養が重要である。また、自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、相手の気持ちになって考え、温かい心で他者に接する態度を身に付けさせることも重要である。

また、SNSやオンラインゲームなど、遠く離れた人と交流する場合は、相手を傷つける場合もあることを、子どもの状況に応じて考えさせることが大切である。

#### （２）小学校高学年

自分のことを客観的にとらえたり、自己肯定感を持つようになったりする時期であるが、一方では発達の個人差も顕著になりはじめ、劣等感を持ちやすくなる時期でもある。また、集団活動に主体的に参加する中で、集団の決まりを理解したり、自分たちの決まりを作ったりするようになるが、一部には、閉鎖的な集団をつくったり、付和雷同的な行動をとったりすることもある。

この時期には、自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養し、集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成を図るとともに、公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしようとする態度を身に付けさせることが重要である。

また、SNS上の書き込みが人を傷つけたり、自分がトラブルに巻き込まれたりする危険性があることを理解させるなど、情報モラルの基礎を培うことも必要である。

#### （３）中学校

思春期に入り、保護者や友人と異なる内面の世界に気づき、様々な葛藤の中で、自らの生き方を模索しはじめる時期である。また、反抗期を迎え、友人関係を重視して、親子のコミュニケーションが不足しがちになるが、一方では友人からどう見られているかが非常に気になり、一部には本音で仲間と交流しない傾向も見られる。

この時期には、自己を見つめ、その向上を図るなど、人間としての在り方・生き方に関する思考を育むとともに、相手を思いやり、相手を尊重し、周りの目を気にすることなく、自ら正しいと判断した行動がとれる態度を身に付けさせることが大切である。

また、スマホ等によるSNS利用の光と影の部分、疑似体験により画面の向こう側には人がいることを理解させるなど、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせることも必要である。

#### （４）高等学校

思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望し、人間としての在り方・生き方を真剣に模索する時期であるが、中には将来を考えることを放棄し、目の前の楽しさを追い求める若者も見受けられる。さらに、特定の仲間集団の中では濃密な人間関係を持つが、集団の外の人や、社会に対する意識や関心が低下しているという指摘もある。

この時期には、自らの個性、適性を伸ばし、自分にふさわしいよりよい生き方について考えさせるとともに、自発的、自治的な活動の中で、様々な役割を果たし期待に応えながら、自他の生命や人権を尊重し、社会性や自律性を高めるなど、人間的成長を図ることが必要である。

また、ＳＮＳ上の誹謗中傷や犯罪行為の事例等を用いていじめの問題点について考えるなど、情報モラル、情報リテラシーをさらに向上させることも必要である。

### ４ いじめの現状

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、背景には次のような状況が見られる。

#### （１）児童生徒の状況

##### ① 児童生徒の関係

本町は県内でも三世代同居家庭の占める割合が高いが、近年、都市化、少子化、情報化等、生活環境の変化により、児童生徒は幼児期より、集団の中で「群れて遊ぶ」経験が減少している。また、スマホ等情報端末機器の普及により対面的なコミュニケーションよりもメディアを介したコミュニケーションを好む社会的風潮も都市部と同様に見られる。これらを要因として、人間関係の摩擦を通じた社会性を育む機会が減少していることが挙げられる。また、円滑な人間関係や友人との信頼関係を結ぶ力の低下など、児童生徒同士の関係の希薄さが見られる。

##### ② 学校生活の状況

人間は本来、ものの感じ方、考え方がそれぞれ異なるものである。しかし、人と違うことを気にしすぎる、あるいは、認められないといった同質性、均質性を重視しがちな風潮が見られる。また、児童生徒の集団の中には、集団独自のルールが形成され、そのルールに反した場合は非難したり、ある個人を意図的に孤立させたりしようとする集団構造特有の問題が潜む場合があり、多くはＳＮＳ上においても同様の、あるいはそれ以上の傾向がみられる。習い事や地域活動など他の集団に属さない児童生徒にとっては、学校生活が家庭外の唯一の世界になる場合があり、いじめの被害者となった場合には居場所のない状況となる。

#### （２）児童生徒を取り巻く社会の状況

##### ① 家庭・地域社会の教育力

学校は積極的に地域との連携協力による教育活動の推進に努めており、保護者や地域住民の学校に対する関心や教育活動への参画意欲は高い。また、大人からほめられたり注意されたりした経験をもつ児童生徒の割合も高い。一方で、家庭環境の変化に伴い、地域社会との絆が希薄化し、保護者間のつながりや子育てに関する情報共有が難しくなるとともに、人間関係を深める機

会が減少している。また、人権意識の高揚が求められる一方で、倫理観の希薄化等が指摘されており、大人社会の在り様が反映して、児童生徒が善悪を判断する明確な基準が見えにくくなるなど、大人の意識が児童生徒の考え方に影響を与えている。

## ② 高度情報化社会の進展

情報通信技術が著しく進展する中、スマホ等情報端末機器の普及により、児童生徒にとって、情報端末機器は学校教育のみならず普段の生活においても身近なものとなっている。しかし、児童生徒が日々使用するSNSやその他の情報の中には、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力的な場面を写したりする情報も含まれている。同時に、有害情報の氾濫等により、情報モラルが十分身に付いていない児童生徒がネットを介して犯罪に巻き込まれたり、SNS上での誹謗中傷、迷惑動画などからいじめや暴力行為に及んだりする事例が増加している。

また、いじめについて調査をし、報道することは社会的な啓発につながるものであるが、その際、児童生徒の尊厳を保持することや、いじめの連鎖等の危険性をはらんでいることにも留意することが求められる。

## (3) いじめの状況

### ① 「目に見えにくい」いじめの増加

いじめが社会問題化した昭和60年代には、暴力行為を伴ういじめが顕在化した。しかし、近年は、仲間はずれや無視、いやがらせ、悪口など心理的な攻撃を伴ういじめが増加しており、その被害が周りには見えにくく、いじめが長期間にわたり潜在化することもある。

### ② ネット上で行われるいじめの増加

SNSやその他のスマホアプリ上で行われる誹謗中傷などによるいじめについては、学校や家庭では非常に見えにくい。匿名性を悪用している意識が垣間見えたり、発・受信元が非常に広範囲に及んだりする場合もある。さらには、昼夜を問わず行われる傾向にある。このことは中・高校生のみならず、小学生でも起こっている。

## 5 いじめ問題の克服に向けた基本的な取組の方向

いじめ問題の克服に向けては、町教育委員会が町長部局や警察等の関係機関と緊密な連携を図りながら、学校と一体となって取り組んでいく。

また、取組の基盤として、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童生徒一人一人の人間の成長を促すことが必要であり、特に学校においては、全ての教科を含め、教育活動全体を通じて取り組む必要がある。

このことを前提として、基本的な取組の方向を「個の成長」「豊かな人間関係」「組織的な取組」「いじめ問題への理解」の4点とする。

＊新温泉町教育委員会と兵庫県警察本部との相互連携に係る協定書（令和4年3月締結）

### (1) 自分で判断し行動できる人間に児童生徒を育てる。～個の成長～

(学校) 学級活動、児童会・生徒会活動等での主体的な活動を通じ、いじめ防止の活動やスマホやSNS使用のルールづくり等について自分たちで考え実行する。教職員は日常の望ましい生活

態度の形成をはじめ、発達段階に応じて自ら解決できるように支援する。

**(家庭)** 子どもの個性を尊重し、得意分野を伸ばし積極的な生き方を身に付けさせる。地域での異年齢交流などへの参加を促し、人間関係力を育てる。

**(地域)** 地域の子どもは地域で守り育てるなど、地域の教育支援機能を活性化する。

## **(2) 児童生徒同士の心の結びつきを深め、人間関係を豊かにする。 ～豊かな人間関係～**

**(学校)** 教育活動全体を通して自己有用感や規範意識を醸成する。そして、生命や人権を尊重する教育を推進し、児童生徒の多様性が生かされ、互いの違いを認め合う学級経営を行う。また、心身に障がいのある児童生徒や支援を要する児童生徒と、共に学び活動する等、インクルーシブな取り組みを推進し、相互理解を促進する。

**(家庭)** 家族の絆や信頼関係を深める機会づくりが大切である。その中で他者への思いやりや生命の大切さを教える。

**(地域)** 地域の中での遊びや活動を通して、幅広い人間関係の在り方や自分の生き方を学ぶ機会をつくる。

## **(3) いじめの問題に組織的に取り組む。**

### **～組織的な取組～**

**(学校)** 学校いじめ防止基本方針の見直しと更新を、実態に即して毎年行い、未然防止、早期発見・早期対応に向けた教職員の対応能力を向上させるとともに、教職員間の情報共有と家庭・地域との連携強化を図る。

**(家庭)** 悩み等を打ち明けられる雰囲気づくりなど、子どもの変化に気づくことができる家族関係を築く。また、子どもがいじめの被害にあった場合は全力で守り、あるいは、いじめに関わった場合は相手の子どもの立場に立ってどうすべきかを共に考える。

**(地域)** いじめの問題は社会全体で取り組む問題であるという認識の下、地域住民による見守り活動や学校への情報提供など、学校や家庭との連携を推進する。

## **(4) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発に努める。**

### **～いじめの問題への理解～**

**(学校)** 教職員の共通理解の下、いじめの防止等の重要性について、平素より児童生徒への指導や保護者・地域への啓発に取り組む。学校いじめ防止基本方針を各校HP上に掲載する。

**(家庭)** いじめが重大な人権侵害であることを保護者向け啓発資料等の活用により家庭での話し合いを深めるとともに、スマホ等情報端末機器の使用時間や方法等について家庭で話し合う。

**(地域)** 学校・教育委員会等の資料を活用し、地域の会合等で大人社会の在り様も含め、いじめの問題の解消に向けて共通理解を図る。

# **Ⅲ いじめ防止等に関する新温泉町と学校の取組**

## **1 推進体制**

### **(1) 新温泉町いじめ問題対策連絡協議会**

いじめ防止に関する機関及び団体の連携を図るため、「新温泉町いじめ問題対策連絡協議会」において、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等について協議を行う。

【法第14条第1項】

## （２）新温泉町いじめ問題調査委員会（教育委員会の諮問機関）の設置

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、町教育委員会の附属機関として「新温泉町いじめ問題調査委員会」を条例により設置する。 【法第１４条第３項】

### ① 附属機関の構成員

民生児童委員・医師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・小学校校長会代表・中学校校長会代表・町ＰＴＡ代表・関係専門機関職員等

### ② 附属機関の機能

教育委員会の諮問に応じ、新温泉町いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための審議をする。

## （３）「子ども相談室」の機能の充実

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、町教育委員会が設置し相談員を配備する。「子ども相談室」を総合的な相談窓口とする。

| 場 所                              | 電 話                                                | 面 談                                                             |
|----------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 浜坂子育て支援センター内<br>(新温泉町浜坂 2669-11) | ○月曜日～金曜日<br>○８：３０～１７：１５<br>０ ７ ９ ６ － ８ ２ － ６ ９ ０ ０ | ○火曜日・木曜日<br>○１３：００～１６：００<br>○公認心理師による相談も可能<br>(※いずれも事前に調整が必要です) |

## （４）新温泉町いじめ対応ネットワーク会議

各学校と関係機関等との連携、協議を行い、いじめ防止等の未然防止や早期発見等の対策を実効的に行うため、新温泉町いじめ対応ネットワーク会議を開催する。

## （５）「学校いじめ防止基本方針」の策定

各学校は、国及び県、新温泉町のいじめ防止基本方針の改定を参考とし、「学校いじめ防止基本方針」を地域や児童生徒の実態に即して毎年、見直し更新する。基本方針には、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の一連の対応、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などいじめの防止等全体に係る内容について実効性を持つよう、具体的な実施計画や実施体制を定める。また、ＨＰ上や各種便り等で公開し、家庭・地域に理解を得るとともに、学校全体で点検し、必要に応じて見直すＰＤＣＡサイクルを盛り込み、定期的に取り組の点検・評価を行い、改善するように努める。

## （６）いじめ防止等の対策のための組織（いじめ対応チーム）の設置

各学校において、いじめの問題への対応に当たっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で取り組む組織的な対応が重要であり、その中核となるいじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を設置する。 【法第２２条】

### ① いじめ防止等対策のための組織（「いじめ対応チーム」）の構成員

校長、教頭、生徒指導、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

② いじめ防止等対策のための組織（「いじめ対応チーム」）の機能

- (ア) 学校いじめ防止基本方針の見直しや更新に向けた原案づくり
- (イ) いじめの防止対策のための年間計画の作成・実施
- (ウ) いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- (エ) いじめの相談・通報窓口としての役割とその周知
- (オ) いじめの情報や問題行動等に係る情報の収集と記録
- (カ) いじめの情報やいじめが疑われる情報があつた時の迅速な対応
- (キ) いじめ防止等についてPDCAサイクルによる検証・改善等
- (ク) 町教委をはじめ専門諸機関との平素の連携と情報共有

## 2 未然防止

各学校において、いじめの問題の対応にあたっては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、全教職員の協力体制の下で児童生徒と向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。また、いじめの問題への取組の重要性について、家庭・地域と認識を共有し、教育活動に支援を得ながら一体となった継続的な取組が必要である。

### （１）学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

自分を大切にするとともに他者の大切さを認め、お互いの人格を尊重し合うなど、豊かな心や人間関係を結ぶ力を育む教育を推進する。

- ① 児童生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が主体的に参加、活躍できる学校行事や分かる授業づくりを推進する。
- ② 学校教育全体の中で生命を尊重する心や規範意識を育む道德教育を充実する。
- ③ 人権尊重の精神の涵養を図り、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然と関わりを深める体験活動等を充実させ、命や人権を尊重する豊かな心を育む。

### （２）いじめに対する正しい理解

学級活動、学年または全校集会等、あらゆる機会をとらえて、何がいじめかを児童生徒と教職員が共有し、児童生徒一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づいた言動を行う態度を育てる。

また、いじめについて大人に訴えることは勇気ある正しい行為であり、いじめを受けている児童生徒やいじめについて訴え出た児童生徒は、寄り添いながら守り通すという教職員の明確な姿勢を日頃から児童生徒に伝える。

### （３）互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係力を育み、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を育てる。また、学級活動、児童会・生徒会活動等でいじめ防止の活動を自分たちで考え実施する主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

教育は人格と人格のふれあいであり、教職員の姿勢は児童生徒の重要な教育環境である。児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることがないように、言葉遣いを含め言動に注意を払うとともに、支援を要する児童生徒を中心に据えた教育活動を展開する。

#### **(4) 児童生徒や学級の状況の把握**

日頃から児童生徒と同じ目線で物事を考え、場を共有する中で、言動や身だしなみなどに変化が見られる場合には、面接するなど早期に関わり手立てを講じる。

また、日記や生活ノート等を通して児童生徒の内面理解に努めるとともに、その有効な活用を図る。また、必要に応じて児童生徒及び保護者への意識や、人間関係、ストレス等に関する調査等により、児童生徒や学級の状態を把握し、カウンセラーや特別支援学校の特別支援教育コーディネーター、必要に応じて外部の専門家の助言も参考にしながら指導に生かす。

さらに、支援を要する児童生徒の進級や進学、転学に際し、教職員間や校種間、学校間で適切な引き継ぎを行う。

#### **(5) 校内研修の充実**

スクールカウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修をはじめ、「いじめ対応マニュアル（平成29年8月版）」や「いじめ未然防止プログラム」の活用等による校内研修やいじめの事例研究等により、いじめの認知や防止、早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、早い段階からSCやSSW等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進める。

また、校内委員会（生徒指導組織、チーム会議等の改編）の定期的な開催とともに、必要に応じて情報共有や指導のあり方・連携について、即時対応を含めて十分な協議を行う。なお、体罰は児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの誘因にもなり得るため、「No! 体罰（平成25年7月）」「子どもが心を開く教師の『まなざし』（平成12年12月）」等、各種通知を活用した研修を実施する。

#### **(6) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発**

児童生徒用教材、保護者向け資料、教職員用マニュアル、地域向け資料の配布等、児童生徒及びその保護者、教職員、地域に対して必要な広報その他の啓発活動を行い、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について児童生徒、保護者、教職員、地域の理解を促進する。

#### **(7) 教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保**

ノー会議デー、ノー部活デーなど勤務時間の適正化にむけた取組を強化するとともに、学校業務改善を積極的に進め、教職員の心身の健康はもちろん教職員がゆとりをもって児童生徒と向き合う時間の確保に努める。

### 3 早期発見

いじめの問題については、早期発見が早期解決につながる。しかし予防こそ大切であり、そのため日頃から児童生徒の観察や信頼関係の構築に努める。

また、いじめは、大人が気づきにくい時間や場所だったり、遊びやふざけあい装って行ったりするなど、見えにくいものであることを踏まえ、いつでもどこでもいじめが起こり得るという前提を教職員の間で共有し、それを繰り返し確認するとともに、保護者や地域の方とも連携して情報を収集する。

#### (1) 教職員の対応能力の向上

教職員が人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切である。また、集団の中で児童生徒のささいな言動から、心の叫びを敏感に感じとれるよう、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努める。

#### (2) 日常的な実態把握

いじめを早期に発見するためには、休み時間等における教職員の日常的な観察や目の届きにくい場所の点検、チェックリストによる観察、教育相談を行う。

また、日常生活での児童生徒への声かけに加え、生活ノート、教育相談、家庭訪問等により児童生徒、保護者との信頼関係を構築した上で、定期的な教育相談週間の設定や、各校の状況に応じて工夫した生活アンケート調査等を少なくとも学期に1回以上実施するなど、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。生活アンケート等には必ず調査日を記入し、全員分の回答は卒業時まで、とりまとめた回答は5年間保存する。

#### (3) 相談しやすい環境づくり

- ① 町及び県、関係機関が設置するいじめに関する相談・通報窓口の周知を図るとともに、個々の対応機能についての情報共有や協力体制を構築し、迅速・的確に対応する。
- ② いじめを受けている児童生徒や周囲の児童生徒が、教職員や保護者に訴えることは、非常に勇気のいる行為であり、新たにいじめの対象になったり、いじめを助長したりする可能性を十分に認識し、相談しやすい環境づくりを進める。訴えがあった場合には、担任等やカウンセラーが、まず、児童生徒のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、心の安定を図る。そして、可能な限り具体的な内容を聞き取る。また、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮する。周囲の児童生徒による訴えの場合は、当該児童生徒がいじめを受けることがないように、きめ細かな配慮を行う。

また、その訴えを受けとめた上で、事実確認とともに、いじめの解消に向けて迅速に取り組む。保護者の訴えについては、日頃から保護者と連携し、信頼関係を築いた上で、保護者の心情を十分に理解し対応する。

なお、教育相談で得た児童生徒の個人情報の保護の取扱いについては明確にしておく。

## 4 早期対応

各学校において、いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめを受けている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、いじめ対応チームを中心とした教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに係る情報を共有し、ケースに応じた対応を検討していくことが大切である。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む計画を立て、継続的に見守る。

### (1) いじめへの組織的対応

#### ① 町教育委員会への報告と学校支援

学校は、いじめが発生した場合は、直ちに町教育委員会へ報告する。また、町教育委員会は、校園長会等で定期的な情報交換・情報共有やいじめ認知件数の把握を行うとともに、深刻ないじめの場合、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先に、問題の解決に向けた学校への指導助言等、必要な支援を行うとともに、解決が困難な事案や重大事態については、教育委員会が主導し、「新温泉町いじめ問題調査委員会」による支援の下に早期解決を図る。

また、いじめを受けた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、必要に応じて就学校の指定の変更や区域外就学等について弾力的に対応する。

#### ② 児童生徒の安全確保と指導の手立て

いじめが疑われる情報があった場合、いじめを受けた、又はいじめを知らせた児童生徒の安全を確保し、登下校、昼休み等の見守りを強化する。指導に当たっては当事者双方、周囲の児童生徒から個々に事情を聴き取り、正確な実態把握を行い、指導方針、役割分担を明確にした上で、連携協力して児童生徒、保護者に対応する。また、事案に応じて町教育委員会、関係機関と連携する。この際、加害・被害だけでなく、いじめを助長する児童生徒、いじめに暗黙の了解を与えてしまう児童生徒を含め、いじめの事案に関わった全ての児童生徒に深くかわかり、人間的成長につながる指導を進める。

また、事案発生より約3か月が経過し、いじめが終息したと思われる場合でも、カウンセラー等とも連携し心のケアを図るなど、引き続き十分な観察、指導を継続する。

### (2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援

いじめを受けている児童生徒を守るとともに、心配や不安を取り除き、解決への希望や自分に対する自信を持たせる。保護者には、その日の内に面談し、事実関係を伝える。

なお、保護者の不安な気持ちを共感的に受け止め、早急に今後の指導方針を伝え、今後の対応について、校長の指示の下いじめ対応チームで協議を行う。さらに、児童生徒及びその保護者には適時、適切な方法で経過報告をする。

### (3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言

いじめを行っている児童生徒からは気持ちや状況を十分聴き取り、状況、背景にも注目し

つつ、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、人間的成長につながる毅然とした対応とスクールカウンセラーとの連携による粘り強い指導により、いじめが非人道的行為であることやいじめを受けている側の気持ちを認識させる。

その保護者には早急に面談し、学校での調査で明らかになった事実関係や相手の児童生徒、保護者の心情を伝え、家庭での指導を依頼するとともに、今後の取組について共有する。

なお、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう加害児童生徒の心情や言い分を十分に聞いた上で、一定の教育的配慮の下、特別な指導計画による指導の他、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察との連携による措置も含め対応する。懲戒を加える際は、自らの行為を十分に理解させるとともに、成長を促し、健全な人間関係を育むことができるものとなるよう留意する。

#### **（４）周囲の児童生徒への指導**

当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を示す。

いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。児童生徒には自分たちの問題として意識をさせる。

#### **（５）町教育委員会との連携**

学校においていじめを把握した場合には、担当者及び学校で抱え込むことなく、速やかに町教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。

#### **（６）問題解決に向けた専門家の派遣**

学校問題サポートチーム（教員・警察官経験者、スクールソーシャルワーカー）、県教育委員会指導主事等の派遣、弁護士等からなる教育事務所「教育相談窓口」等の活用により、学校だけでは解決が困難な事案について、専門的・多面的支援を受ける。さらに必要に応じて関係機関への支援要請を行う。

また、スクールカウンセラー・スーパーバイザーによる助言や重大事件発生時の心のケアに係る支援活動を要請し、問題解決にあたる。

### **５ ネットを通じて行われるいじめへの対応**

ネットの特殊性による危険を十分理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

#### **（１）体制の整備**

- ① 各学校は、児童生徒、教職員及び保護者に対してネット上のSNS、動画共有サイト、無料通話アプリを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習・研修を進める。

- ② 各学校は、児童生徒が自分たちで考え実行するいじめ防止の活動や、スマホ等の使用のルールづくりなどを推進する。
- ③ 各学校は、ネットを介して行われるいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等専門的な機関と連携して対応していく。

## （２）防止等の啓発

児童生徒、保護者、教職員に対して、ネットを通じて発信される情報の高度な流通性、発信者の匿名性その他、情報の特性を踏まえ、ネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、効果的に対処することができるよう啓発する。

また、各学校は保護者に対して、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）（平成２９年６月に改正）や兵庫県青少年愛護条例等の法令の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。

### 【青少年インターネット環境整備法】

・保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。（第６条）

・保護者は、携帯電話端末及びPHS端末からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、青少年の売春、犯罪の被害、いじめ等様々な問題が生じることに特に留意する。（第６条の２）

### 【兵庫県青少年愛護条例】

・保護者は青少年が使用するスマートフォンや携帯電話、パソコン等のインターネットを利用できる端末設備を適切に管理し、青少年が有害情報を閲覧することがないようにしなければならない。また、インターネットの利用に伴う危険性等について認識し、青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。（第２４条の２）

・保護者は青少年が使用するスマートフォンや携帯電話インターネット接続サービスの契約に際して、正当な理由があれば、携帯電話事業者に対し、フィルタリングを利用しない申し出をすることができるが、正当な理由を記載した書面を提提出しなければならない。（第２４条の４）

## ６ 家庭・地域との連携

各学校で決めたルールについて、保護者会等で意見交換する場を設定する。

### （１）家庭や地域への啓発

各学校は、いじめの実態や学校いじめ防止基本方針等について、保護者会や地域の会合等で意見交換、協議の場を設けるとともに、家庭や地域の気づきと教職員の気づきがお互いに共有できる日常的な相談の仕組みづくりを行う。また、いじめの問題性や家庭教育の大切さなどの

理解促進を図るため、保護者研修会やホームページ・学校だより等により啓発する。

## (2) 家庭や地域からの協力

各学校は、町青少年育成推進協議会、町連合PTA、単位PTA、学校運営協議会、学校評議員等との連携により家庭・地域の理解、教育活動への協力・支援の取組を進め、地域ネットワーク化を図る。

## 7 関係機関との連携

各学校は、関係機関との緊密な連携のもと、未然防止、早期発見、早期対応を図る。

### (1) 町教育委員会との連携

- ① 平素より迅速な報告、相談、対応等により、連携の強化を図る。
- ② 「新温泉町いじめ問題対策連絡協議会」により、関係機関、学校、教育委員会との連携を図る。

### (2) 警察等との連携

- ① 定期的に学校警察連絡協議会等を開催するとともに、犯罪行為については早期の相談・通報を行う。

### (3) こども家庭センター等との連携

- ① 家庭の要因等の支援に向け、関係課・こども家庭センター、民生委員・児童委員等との連携を図る。

| 相 談 窓 口 |                                      | 住 所                  | 電 話                  | 受付時間                                  |
|---------|--------------------------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 新温泉町    | 新温泉町子どもホットライン                        | 新温泉町浜坂 2673-1        | 0120-415-279         | 9:00～17:15(月～金)                       |
|         | 教育委員会こども教育課                          | 新温泉町浜坂 2673-1        | 0796-82-5627         | 8:30～17:15(月～金)                       |
|         | 新温泉町役場福祉課                            | 新温泉町浜坂 2673-1        | 0796-82-5622         | 8:30～17:15(月～金)                       |
| 兵庫県     | 豊岡こども家庭センター                          | 豊岡市正法寺 446           | 0796-22-4314         | 8:30～17:15(月～金)                       |
|         | ひょうごっ子悩み相談センター                       | 加東市山国 2006-107       | 0120-783-111         | 9:00～17:00(月～金)<br>* 祝日 12/29～1/3 は休み |
|         | ひょうごっ子(いじめ・体罰・子ども安全)<br>(24時間ホットライン) | 加東市山国 2006-107       | 0120-0-78310         | 24 時間受付                               |
|         | ひょうごっ子悩み相談センター分室                     | 豊岡市幸町 7-11           | 0796-24-1520         | 9:00～17:00(月～金)                       |
|         | ひょうごっ子「ネットいじめ情報」<br>相談窓口             | 神戸市中央区下山手通<br>5-10-1 | 06-4868-3395<br>(無料) | 14:00～19:00(月～土)<br>* 12/28～1/3 は休み   |
|         | ヤングトーク(県警察少年相談室)                     | 神戸市中央区下山手通<br>5-6-21 | 0120-786-109         | 9:00～17:00(月～金)                       |
|         | こどもの人権 110 番<br>(神戸地方法務局)            | 神戸市中央区波止場町<br>1-1    | 0120-007-110         | 8:30～17:15(月～金)                       |

## IV 重大事態への対処

### 1 町教育委員会及び学校による調査

当該校と町教育委員会がしっかり事実に向き合うことで、当該事態に対処するとともに、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にし、同様な事態の発生防止を図るために調査する。重大事態発生 の報告を受け、町教育委員会は町長に報告するとともに、当該校に出向き、事態の把握、状況確認等を行い、調査・対応について協議する。

#### 〔重大事態〕 いじめ防止対策推進法 第28条より

##### 【1号事案】

児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

##### 【2号事案】

相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。

### (1) 調査の方法

#### ① 調査主体

町教育委員会または当該校が主体となる。なお、町教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導や助言、人的措置も含めた適切な支援を行う。

#### ② 調査を行うための組織

当該校又は町教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

町教育委員会が調査を行う際には、専門的知識及び経験を有する委員を委嘱し、第三者機関として「新温泉町いじめ問題調査委員会」を設置し調査にあたる。

いじめが犯罪行為として扱われるべきものであるとされる場合には、警察署と連携して対処していく。

#### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめを受けた側・いじめた側の児童生徒・保護者に対する支援、指導、助言等は、関係者の連携の下、適切に行われなければならない。「新温泉町いじめ問題調査委員会」は、いじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から、どのような態様で行われ、背景や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係について速やかに調査を行う。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。調査により、学校と教育委員会がしっかりと事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

また、学校又は町教育委員会は、調査組織に対し積極的に資料を提供するとともに、調査

結果を重んじ、再発防止に取り組む。

## （２）調査のあり方

### ① いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

当該校は、調査を開始する前に、被害者・保護者に対して、被害者等の意向を踏まえた調査となるよう丁寧に説明を行うこと。その上で、いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査、聴き取り調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とする。いじめを行っている児童生徒のいじめ行為を止めるとともに、いじめを受けた児童生徒に対して事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。この取組を受け、町教育委員会はより積極的に指導・支援し、関係機関とも適切に連携して対応に当たる。

### ② いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該校は、児童生徒の入院や死亡など聴き取りが不可能な場合、迅速に、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の調査について協議した上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等による調査に着手する。

### ③ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

当該校又は町教育委員会は事案発生２４時間以内に、県教育委員会を通じて文部科学省への報告を行う。自殺の背景調査を実施する際には、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮し確認しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（改訂版）を参考にしつつ以下の点に留意する。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取しできる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対してもできる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に在校生への詳しい調査の実施を提案する。その際、目的・目標、組織の構成、概ねの期間や方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
- ・ ただちに指導記録を確認し、３日以内に全教職員聴取、関係の深い児童生徒への聴取を行う等、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、それらの信頼性の吟味を含めて客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性が有ることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識（2017年版）」を参考にする。

## （３）いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

当該校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係につい

て、適時・適切な方法で、経過報告に努める。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を理由として説明責任を怠ることがないようにする。

また、質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置を講じる。

## **2 重大事態の発生及び調査結果の報告**

重大事態の発生及び調査を行った結果について、町教育委員会は町長、県教育委員会及び文部科学省に報告する。調査結果を報告する際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

## **3 調査結果を踏まえた措置**

調査結果の報告を受けた町長は、経過や調査結果について町議会に報告する。また、調査結果をふまえ、町教育委員会と必要な措置について協議する。

なお、必要に応じて、「新温泉町いじめ問題調査委員会」において、調査結果について再調査を行い、問題の解決に当たる。町議会への報告は、関係者の個人情報に対して必要な配慮をする。

## **V その他、基本方針に係る事項**

- この基本方針をもとに各学校は「学校いじめ防止基本方針」を改定する。
- 「学校いじめ防止基本方針」は、各学校の教育の充実、一層の生徒指導の充実を図っていく上で、教職員の指導力・意識の向上、組織体制における共通理解の重要性や対応など、基本的な在り方を示すものとして、教職員全体で認識し年度ごとに体制的見直しを図っていくものとする。